

# 京都の福祉

Welfare of the Kyoto

550

2015.11 November



●その人らしい生活をともに描く～綾部市社協の実践から～

●生きるよろこびは地域でこそ  
人と人を結ぶ「絆ネット」で支え合いのまちづくり

●夢中！ 熱中！ ふくしびと

HOLYLAND (ホーリーランド)

## もえくさ

▼先日、『京都の福祉』の読者から電話があった。「私は府内のある高齢者施設で働いているが、非正規職員である。仕事は厳しく辛い。超過勤務はザラ。でも、やりがいはある」と。しかし「いつまで続けられるのか自信がない」という。その理由は「このままではいくら

頑張っても正規職員にはなれないだろうし、その道も遠い。仮に正規職員になっても家族を養うだけの収入を見込めるか、そう思うと不安で気持ちが萎えてしまう」。そして「日本の福祉労働に対する社会的価値地位」は北欧などに比べてあまりにも低すぎる」と手厳しいご意見を吐露された▼昨年からの今年にかけて、ある調査でいくつかの福祉施設を回る機会があった。そこで、正規職員の占める割合を伺ったら、高齢入所施設では高いところでは67%、低いところでは48%であった。訪問系では2割にも満たない。障害関係施設では40%、56%であった。いずれの種別もごくわずかなサンプルであるが、今日の福祉施設の就労形態を示すデータとしてあながち的外れな数字ではないだろう▼こうした実態を見るにつけ、今日の福祉事業を底辺で支え、成り立たせているのは、将来に不安を覚えず、不安定な身分のまま働き続けている非正規職員であるといえる。とはいえ、決してその身分に甘んじているわけでないことは上述した読者の声からでも明白である▼福祉従事者が圧倒的に不足し、かつ、その確保が困難であることの理由が明らかである以上、抜本的な人材確保対策が必要と思われるのだが、先頃の介護報酬の「見直し」や労働者派遣法の「改正」は今、福祉業界が直面している深刻な事態に、さらに、追い打ちをかけるはしないかと懸念しているところである。

(MA)

# その人らしい生活をとともに描く

## 綾部市社協の実践から

「昨日の様子が気になるから、今から確認をしに行きます。」

綾部市社協の、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）（以下「本事業」という）の小畑専門員に同行した時に聞いた言葉です。

小畑さんは、カンファレンスに参加したAさんが「自分の思いが伝えられたのだろうか」、「専門職や周りの意見に流されて『はい』と言ったのではないか」という事が気になり、翌日の訪問となったのです。

### やりとりを重ねながら心の距離を縮めていく

契約当初、訪問を重ねても、小畑さんの言葉に否定も肯定もされず、Aさんは自分の思いを語ってはくれませんでした。

その時の経験から、「言われることを否定できないまま、福祉サービスを導入しているのではないか」と思った小畑さんは、Aさんと一緒に生活の見直しを考え、ケアマネ

ジャーにAさんの「思い」を橋渡しすることで、結果として福祉サービスの見直しを図ることができました。Aさんにとっては「断ることができる」、「一緒に考えることができる」という経験を積み重ねたことで、小畑さんに対する信頼が芽生えはじめました。

本事業の利用者の多くは、一緒に考えることや助言をす

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）とは  
本事業は、判断能力に不安を抱える高齢者、障害者等に、①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理、③日常的な金銭管理に伴う通帳等の預かり、④紛失防止のための書類の預かり、を行う事業です。

ることによって自分で自己（意思）表現をされます。その表現は、時に小さなサインかもしれないに「気づく」ことができる

かが、これから長く関わる利用者との関係では大切です。また、たとえ小さなサインに「気づいた」としても、「この人（支援者）になら打ち明けられる」と、利用者が思わなければ関係性を築くことはできません。やりとりを何度も重ね、関係性をつくるのが本事業で支援をするために最も重要な要素となります。

### 夢を描いて「前を向くこと」の大切さ

小畑さんは「将来の夢を語れる場が重要で、将来の姿を描くことが生活の目標になる」と言います。Aさんは、自分の思いを伝えられる場を得たことで「メジャーリーグを見に行きたい」という将来の夢を語るようになりました。

Aさんは、「メジャーリーグを見に行く」という夢を叶えるために、「お金を貯める」という生活の目標を設定し、お金を貯めるために「できるこ



表1 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）と成年後見制度の関係

（全社協「日常生活自立支援事業推進マニュアル」より一部加筆・修正）

| 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）     |                                                                                    | 補助・保佐・成年後見制度（法定後見）                    |                                                                    |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 所管庁                          | 厚生労働省                                                                              | 法務省                                   |                                                                    |
| 法的根拠                         | 社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等                                                              | 民法等、政省令、家事審判規則等                       |                                                                    |
| 対象者<br>（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等） | 精神上の理由により日常生活を営むのに支障のある者                                                           |                                       | 精神上の障害により<br>事理弁識する能力<br>が不十分な者＝補助<br>が著しく不十分な者＝保佐<br>を欠く常況に在る者＝後見 |
| 担い手・機関名称                     | 本人                                                                                 | 利用者                                   | 本人                                                                 |
|                              | 援助機関                                                                               | 基幹的社会福祉協議会<br>（法人の履行補助者としての専門員・生活支援員） | 保護者<br>複数                                                          |
|                              | 実施主体<br>監督機関                                                                       | 都道府県・指定都市社協<br>及び運営適正化委員会             | 監督人                                                                |
| 費用                           | 社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費補助<br>契約締結後の援助は利用者負担<br>（保護世帯・※非課税世帯に属する者は公費助成）<br>※京都府の独自措置 |                                       | 後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人等に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化              |
| 意思能力の確認・審査や<br>鑑定・診断         | 「契約締結判定ガイドライン」により確認<br>あるいは契約締結審査会で審査                                              |                                       | 医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出<br>（最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成）                        |
| 援助の目的・理念                     | 契約により、福祉サービスが適正に利用できるよう、<br>その自己決定を援助                                              |                                       | 自己決定の尊重と保護の調和                                                      |
| 援助の特徴                        | 生活に必要不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理（※京都府では原則代行）                                       |                                       | 法律行為を行う保護・支援制度<br>代理、取消、同意                                         |

東京でコーヒーを飲みながらレコードを聴きたい」など、色々な夢を語り、そのための生活目標を立て、夢の実現を目指してお金の使い方や生活スタイルを自分で考えながら生活している方が多くいます。綾部市社協は本事業を通じて、その夢を応援しています。

### 信頼をベースにした「武器を持たない」支援

本事業は成年後見制度とは異なり、利用者に代わり決定する法的権限（代理権）はありません（表1参照）。ですから、いかに利用者の自己（意思）決定に寄り添えるかが問われます。

本事業の契約締結審査会の副委員長である中田政義弁護士は、本事業の支援の形を「何も武器をもたない支援であり、障害者権利条約に照らしても最先端で、最も理想的な支援の形」という表現で説明されました。

本事業は、日常的な金銭管理や通帳等の預かりということで世間には知られている側面があります。しかし、利用

「大切なことは、夢を叶えるために目標へ向かって、前を向くことです。たとえ失敗をしたとしても、また支援者と一緒に考えられる環境があることで、顔をあげる」ことができるのです」と小畑さんは言います。

者との契約で成り立っている以上、事業の解約についても利用者の意思が尊重されます。だからこそ、「どこに目標を置き、何のために日常的な金銭管理をするのかを共有すること」を大切にし、利用者との関係を築いています。「通帳等を」預かることができる、管理することができるといっ

だけの支援では、「管理するだけ」の事務的支援につながる恐れがあります。また、「管理するだけ」の支援は、普通の人が普通に有している権利である「日常生活」を制約することに繋がる恐れがあり、それは「権利擁護」ではなく「権利侵害」と紙一重の

「綾部市社協では、一人一人の利用者さんが、その人らしい生活を送れるよう、小さな自己（意思）決定を大切にしています」と小畑さんは言います。

関係です。そのため、専門員・生活支援員には利用者の権利を擁護するという一貫した姿勢が求められます。

「武器を持たない支援」という表現は、ただ単に「管理するだけ」の関係ではない本事業の自己（意思）決定支援のあり方をさしているのではないのでしょうか。

「綾部市社協では、一人一人の利用者さんが、その人らしい生活を送れるよう、小さな自己（意思）決定を大切にしています」と小畑さんは言います。

自己（意思）決定を支援することは、支援者が要支援者との関わりやそれぞれの要支援者の日常生活（経験）をとおして豊かに表出される「意思」を丁寧に捉える必要があります。その上で、最小限の支援を見極め、最大限の決定ができるよう「本人が中心」のネットワークを築くことが重要です。一步一步「小さな自己（意思）決定の瞬間」を市町村社協とともに支援していきたいと思っています。



# 生きるよろこびは地域でこそ 人と人を結ぶ「絆ネット」で 支え合いのまちづくり

誰もが尊厳を持って生きていくためには人と人とのつながりはなくてはならないものです。京都府社協では身近な地域でつながり支え合う仕組みとして、「絆ネット」を提起し、各市町村社協を中心としてさまざまな関係機関、住民とともに「誰もが安心して暮らすことのできる」地域づくりを推進してきました。京都府においても平成26年度より、「絆ネット構築支援事業」を打ち出し、各市町村に絆ネットコーディネーターの配置を進めるなど一体的に取り組んでいます。今号では、京都府内各地で取り組まれている絆ネット事業で、大切にしている点について紹介します。

## 人と人を結ぶ「絆ネット」

「絆ネット」とは、地域における「重層的な見守り・支え合い活動の仕組み」の総称です。本会では、平成24年度に「KIZUNAネット」として提起して以来、市町村社協とともに、①生活の困りごと（ニーズ）の「入口」を広げ早期発見するネットワークをつくること、②入ってきた困りごとに応じた「出口」をつくること（支え合いの活動の展開や開発）によって具体的な個別の生活課題の解決を目指し取り組んできました。

後も引き続き「絆ネット」の推進に力を入れるとともに、次号より京都府内各地の絆ネットコーディネーター

の声を連載で紹介し、その地域の特性にあつた「絆ネット」の展開について考えていきます。

ない声かけは、安心して地域で暮らし続けることを支える力になります。それぞれができることを活かしながら支え合う「絆ネット」の取り組みの原点は、お互いさまの活動であり、活動を通じたつながりの「結びなおし（つながりの再構築）」です。

## 今あるものを活かして結びなおす

今日の生活課題は、制度だけでは解決できないという現実があります。制度を活用しながら、これまでからも行われてきた交流活動、見守り活動、生活支援活動とおした地域で

の支え合いの取り組みをあらためて見直すことが大切です。日常の暮らしの中にあるつながりを見つけ結びなおすことが、「絆ネット」の第一歩となります。京都府社協としても今

～第64回京都府社会福祉大会での講演から～

## 「絆ネット」の創造と 見守り・支え合いのまちづくり

大谷大学 山下 憲昭 教授  
(京都府絆ネット構築支援事業アドバイザー)

福祉の問題を扱うときに目を背けてはいけないことは「暮らし」の問題です。少子高齢化がもたらした社会構造の中で、地域解体や過疎といった暮らしにくさが課題となっています。歳をとること、老化することが問題ではありません。そこにある「暮らし」がそのことによってどう変わっていくのか。暮らしの課題をどう解決していくかということを考えなければいけません。地域や近隣におけるよこのつながりの中で人と人が助け合い、暮らしや子育て、介護を支え合うことが重要です。地域福祉という地域とは、人と人との関係、暮らしを共有する関係です。英語でいう「ライフ(Life)」はいのちと暮らしを一体のものとして表わす言葉です。この視点に立った活動が重要です。地域で行われている助け合いの活動事例を見てみると、「自分たちでできること」から、ともに「対話し」、「かわる」ことで展開されています。そして、共通するのは、「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮したい」という思いです。さまざまな組織や団体、住民ができることを重ねあわせ、ともに暮らしの課題を語り合い行動を起こすことが求められています。

(編集 事務局)

## トピックス

### 第64回 京都府社会福祉大会を開催

9月17日(木)、京都府民総合交流プラザ(京都テルサ)において第64回(平成27年度)京都府社会福祉大会を開催しました。

当日は、京都府内(京都市内を含む)全域から900名近い方々にご参加いただき大盛会となりました。

第一部は、表彰式典が行われ、永年にわたり社会福祉事業に貢献された民生児童委員、社会福祉施設、団体、社会福祉協議会の役職員の方々や、ボランティアとして活躍された方、また、多額のご寄付やご協力をいただいた方々が表彰状・感謝状をお受けになりました。知事表彰では99の個人・団体、府社協会長表彰・感謝は302の個人・団体、府共募会長表彰・感謝は214の個人・団体へ表彰状、感謝状が贈呈されました。

式典の最後には、誰もが住みなれた地域で健やかに暮らし続けられる社会の実現を目指し、公的な社会福祉制度の充実強化と住民参加による支えあいの地域ネットワーク構築に取り組むことを広く府民にアピールする旨の大会決議文が採択されました。



第二部は、「絆ネットの創造・見守りと支えあいのまちづくり」をテーマに、大谷大学文学部社会学科教授 山下憲昭さんを講師として、3名のシンポジスト(よさのうみ福祉会リフレかやの里管理者 藤原さゆりさん、男山B地区見守り隊隊長 猿渡洋子さん、NPO法人みんなの元気塾副理事長 古海りえ子さん)によるシンポジウムを行いました。

## 関東・東北の豪雨災害被災地に 初の「初動支援チーム」を派遣

今夏最大の風水害をもたらした台風18号は、関東・東北地方に甚大な被害をもたらしましたが、分けても茨城県の常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、未曾有の水害に襲われました。



資機材を送る



現地でのヒアリングの様様

京都府災害ボランティアセンターでは、発災後直ちに緊急の運営委員会を開き被害の状況、支援の必要性を調査すべく「初動支援チーム」（先遣隊）の派遣を決定、9月18日～20日にかけて4名を茨城県と栃木県に派遣しました。

現地では、初日に茨城県社協を訪問した後、常総市災害ボランティアセンターに出向き、被災状況や災害ボランティアセンターの動き、資機材の過不足や支援スタッフの体制、近隣からの支援状況などの情報を収集しました。

また、先遣隊の活動と併せて、京都府災害ボランティアセンターで保管している「一輪車、土嚢袋、スコップ」などの資機材を、直ちに現地災害ボランティアセンターに搬送しました。これらの資機材は多くのボランティアの手によって泥だし、廃材撤去活動に役立っていたことも確認・実感できました。

3日目は、栃木県社協及び栃木県内の被災地を訪問し、鹿沼市及び栃木市の災害ボランティアセンターのスタッフやNPO等の支援者の方から、災害ボランティアセンターの機能状況等を情報収集しました。

今回、「初動支援チーム」が結成されて初めての「チーム派遣」となりましたが、初動期における活動や支援の在り方、資機材の調達の重要性など多くの点で今後の活動に役立つ教訓を引き出すことができました。被災地の一日も早い復旧を願うものです。

## 夢中！熱中！

だから続けたい この仕事

## ふくしびと

福祉の現場で働く人たちの熱い想いメッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元氣や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

## 正解がない！支援だからこそ 魅力のある仕事です

したいと強く思うようになりました。

私が今の仕事をしているのは“大切なのはどこで何をするかでなく、そこで何を感じ学ぶかである”という言葉がきっかけでした。これは福祉を学ぶ大学時代、ボランティア先で出会った写真家の方の言葉で、自分は何がしたいのか・どのように働きたいのかと悩んでいた私にとって大きな転機となり、自分のできること・嬉しいと感じることを

私は、私を含め社会の中で生きる“人間”にとって「はたらく」ということは居場所、仲間、対価を受け取ることで感じるやりがいなど多くを獲得する場として一日の生活リズムを構成する重要な要素であり、家族との適切な距離感を調整する場としても大切な場であると考えています。このように利用者の方やご家族をサポートしながら自分自身も「生きるように」はたらくことができれば、それは就労支援員という職業が持つ魅力のひとつだと思います。

今現場で働いていて



強く感じることは「正解がない」ということです。日々変化していく利用者の方と向き合う中で葛藤することも沢山あります。正解がないからこそ迷い、悩むこともあります。が、人と関わり続けるからこそ感じるやりがいを噛み締めながら、支援を行っています。その中で利用者の方から沢山の笑顔と元気を日々受け取り、私自身成長させていただいております。

## 日々変化する利用者の方と向き合い ながら私も成長していきたい

村田 智沙都さん

●むらた ちさと  
施設名：HOLYLAND（就労継続支援B型事業所）  
事業所住所：京都市左京区山端滝ヶ鼻町3  
HP/URL：http://shuko-gakuen.jp/  
TEL.075-711-7360 FAX.075-711-7370  
職種：就労支援員  
経験年数：1年6か月  
▶好きな言葉：流れ  
▶夢中になっている事：料理



### 案内 福祉人材センター リニューアルオープン!

10月に京都府福祉人材・研修センターが「介護・福祉人材総合支援センター」としてリニューアルオープンいたしました。福祉人材を求める法人・事業所や福祉の仕事に関心のある方、就職を目指す方は、お気軽にセンターにお立ち寄りください。

- 利用のお問い合わせ先  
TEL.075-252-6297



### 案内 第2回FUKUSHI就職フェア を開催します

平成28年3月1日(火)メルパルク京都5F・6Fにて、福祉や介護の仕事を希望する2017年卒業予定の学生・一般求職者および保護者を対象とした京都府内の約100法人が参加する京都最大規模の「第2回FUKUSHI就活フェス」を開催いたします。同会場では、全学年・一般求職者等を対象に就活で役立つセミナー等も併せて開催予定ですので、多数のご来場をお待ちしています。

- 利用のお問い合わせ  
京都府福祉人材・研修センター  
福祉人材課  
TEL.075-252-6297

### 案内 社会福祉士受験対策セミナー ラストスパート

- 日時 11月28日(土)、11月29日(日)  
各日とも10:00～16:30
- 会場 京都社会福祉会館(二条城北側)
- 受講料 14,000円
- 指導講師 伊東利洋氏  
(有)いとう総研 取締役
- 使用テキスト  
「見て覚える!社会福祉士国試ナビ2016」  
ホームページからお申込みいただけます。  
<http://www.kyoshakyo.or.jp/>  
※詳しくは、下記までお問い合わせください。  
京都府福祉人材・研修センター研修課  
TEL.075-252-6296

平成27年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

## しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

### 事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

#### プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、動産総合保険)

##### 1 基本補償(賠償・見舞)

| 補償金額  |                         | 基本補償(A型)                                                   | 見舞費用付補償(B型)                                                |
|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 賠償事故  | 対人賠償(1名・1事故)            | 2億円・10億円                                                   | 2億円・10億円                                                   |
|       | 対物賠償(1事故)               | 2,000万円                                                    | 2,000万円                                                    |
|       | 受託・管理財物賠償(期間中)          | 200万円                                                      | 200万円                                                      |
|       | うち現金補償限度額(期間中)          | 20万円                                                       | 20万円                                                       |
|       | 人格権侵害(期間中)              | 1,000万円                                                    | 1,000万円                                                    |
| お見舞い等 | 身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中) | 1,000万円                                                    | 1,000万円                                                    |
|       | 初期対応費用(期間中)             | 500万円                                                      | 500万円                                                      |
|       | 事故初期見舞費用(1名につき)         | 死亡10万円<br>後遺障害0.3-10万円<br>入院時3万円<br>通院時1万円<br>(1事故で10万円限度) | 死亡10万円<br>後遺障害0.3-10万円<br>入院時3万円<br>通院時1万円<br>(1事故で10万円限度) |
|       | 利用者傷害事故見舞費用             |                                                            | 死亡時100万円<br>入院時1.5-7万円<br>通院時1-3.5万円                       |
|       |                         |                                                            |                                                            |

保険期間1年

##### ▶年額保険料(掛金)

| 定員          | 基本補償(A型)       |
|-------------|----------------|
| 1~50名       | 35,000~61,480円 |
| 51~100名     | 68,270~97,000円 |
| 以降1名~10名増ごと | 1,500円         |

|                 |   |                                                 |
|-----------------|---|-------------------------------------------------|
| 基本補償(A型)<br>保険料 | + | 【見舞費用加算】<br>定員1名あたり<br>入所: 1,300円<br>通所: 1,390円 |
|-----------------|---|-------------------------------------------------|



スケールメリットを活かし、  
有利な補償と  
割安な保険料  
です。

#### プラン2 施設利用者の補償

#### プラン3 施設職員の補償

#### ◆27年度新設 施設の借用不動産賠償事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。●

団体  
契約者  
社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL:03(3593)6824

取扱  
代理店

株式会社 福祉保険サービス

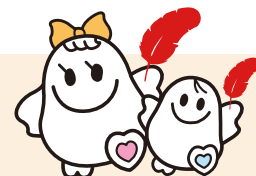
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJNK14-16361 2015.2.10 作成)

- 「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せください。  
表紙の写真も募集中です。(テーマ「笑顔」)
- 本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。  
<http://www.kyoshakyo.or.jp>

京都府社協

検索



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。